

公安委員会	平成28年度全国警察逮捕術大会及び	平成28年11月10日
説明資料No. 1	全国警察拳銃射撃競技大会の結果について	人 事 課

- 1 開催日程
平成28年11月8日(火)
- 2 開催場所
警視庁術科センター
- 3 競技結果
 - (1) 団体戦
 - ア 逮捕術大会

区分	優勝	第2位	第3位
第1部	神奈川県警察	大阪府警察	
第2部	茨城県警察	新潟県警察	岐阜県警察
第3部	愛媛県警察	山梨県警察	富山県警察 佐賀県警察

イ 拳銃射撃競技大会

区分	優勝	第2位	第3位	第4位
第1部	愛知県警察	埼玉県警察		
第2部	鹿児島県警察	長崎県警察	岡山県警察	
第3部	山梨県警察	福井県警察	鳥取県警察	大分県警察

- (2) 個人戦
 - ア 逮捕術大会

区分	優勝	第2位	第3位
女子個人戦 (警棒対警棒)	(滋賀県警察)	(岡山県警察)	(岐阜県警察)/(兵庫県警察)
女子特別試合 (徒手対徒手)	(千葉県警察)	(千葉県警察)	

イ 拳銃射撃競技大会

区分	優勝	第2位
制服警察官の部	(埼玉県警察)	(福岡県警察)
私服警察官の部	(佐賀県警察)	(和歌山県警察)
センターファイア ピストルの部	(山梨県警察)	(鹿児島県警察)
女子APの部	(新潟県警察)	(警視庁)
女性制警察官の部	(高知県警察)	(福岡県警察)

注: APはエア・ピストルの略

- (3) 全勝賞及び満点賞
全勝賞 3人
満点賞 7人

※ 個人名は省略

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>インターネットバンキング不正送金 事犯に係るウイルス付メールの早期 警戒情報の発信について</p>	<p>平成28年11月10日 情報技術犯罪対策課</p>
----------------------------	--	----------------------------------

1 概要

警視庁において、民間事業者と連携してインターネットバンキング不正送金事犯に使用されるウイルス付メールを配信するウイルスの解析を行い、ウイルス付メールの内容を把握することが可能となったことから、当該メールの件名等の情報について、警視庁ツイッター等を利用して早期警戒情報の発信を行うこととしたもの。

2 警視庁が解析したウイルスの機能

- 指令サーバから、インターネットバンキング不正送金事犯において使用されるウイルス付メールを配信するよう指令を受け、感染端末を利用して添付ファイルにウイルスを含む「添付ファイルについて」等の題名を付したメールを大量に配信する。
- 当該メールを受信し、添付ファイルを開封した場合、インターネットバンキング不正送金ウイルスをダウンロードし、ウイルスに感染する。

3 早期警戒情報の把握手法

ウイルス付メールを配信するウイルスの解析により、当該ウイルスにウイルス付メールの配信に係る指令が送信され、その段階で指令の内容（メール件名、添付するウイルス等）を把握することができるようになったもの。

4 早期警戒情報の発信

- ウイルス付メールの配信に係る指令を把握する毎に警視庁及び警察庁のツイッター等を利用して、情報発信を行う。
- J C 3 ホームページにおいて当該ウイルス付メールの詳細な情報について掲載する。

5 開始年月日

平成28年11月7日

警視庁は、本年11月2日に、仮想通貨「ビットコイン」を不正に購入した被疑者3名を私電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐欺等で逮捕した。

1 被疑者

甲	会社員	男性	33歳	11月2日	通常逮捕
乙	無職	男性	30歳	11月2日	通常逮捕
丙	無職	男性	38歳	11月2日	通常逮捕

2 概要

被疑者3名は、他人又は架空人の運転免許画像等を用いた上、他人名義のクレジットカードを使用して、ビットコイン取引所サイトにて約90万円分のビットコインを購入する旨の虚偽の情報を送信するなどし、同購入代金の支払いを免れたもの。

3 捜査の経過

本年4月28日、警視庁サイバー犯罪対策課員が、都内に所在するビットコイン運営会社を訪問したところ、本年1月頃、「他人名義のクレジットカード情報を利用したビットコイン不正購入が発生した。」との申告を受け、本罪が発覚したもの。

被疑者らは、犯罪の発覚を免れるため、他人又は架空人の運転免許証等を使用していたものの、関係資料に付着した指紋等から被疑者を特定し逮捕したもの。

4 適用罪名

- 甲
私電磁的記録不正作出・同供用 刑法第161条の2第1項、第3項
電子計算機使用詐欺 刑法第246条の2
- 乙・丙
私電磁的記録不正作出・同供用 刑法第161条の2第1項、第3項
偽造有印公文書行使 刑法第158条第1項
電子計算機使用詐欺 刑法第246条の2

5 対策

- (1) ビットコイン取引所との情報交換の実施や、偽造運転免許証等を用いたなりすまし事案の検挙を推進する。
- (2) 本年6月の犯罪収益移転防止法の一部改正により、仮想通貨交換業者が特定事業者へ追加されたことから、同法施行(平成29年4月1日予定)後は、所管行政庁である金融庁と協力し、仮想通貨交換業者による取引時確認、疑わしい取引の届出等の各種義務の適正な履行を確保する。

1 特殊詐欺に関する犯行ツール対策

- 特殊詐欺の撲滅には、犯行拠点の摘発、受け子・出し子等の現場検挙のほか、犯行に利用された携帯電話対策として、悪質なレンタル携帯電話事業者を携帯電話不正利用防止法違反等で検挙するなど、犯行に不可欠なツールの供給を遮断するなどの「犯行ツール対策」も重要。
- 犯行グループに犯行拠点を提供する悪質な事業者の摘発も、犯行拠点の供給遮断という「犯行ツール対策」の一環として効果的。
- 犯行拠点は、東京都内などの首都圏に多く存在。

2 犯行拠点を提供する会社役員らの検挙（警視庁）

警視庁は、平成28年11月2日、東京都台東区所在のビル事務室（その後、特殊詐欺グループが犯行拠点として使用）の賃借権を不正に取得するため、偽賃借人や偽連帯保証人を用意の上、物件所有者及び仲介事業者をだまして賃貸借契約を締結させた者ら7名を、詐欺罪で通常逮捕した。

(1) 捜査の経過

- ① 本年9月28日、警視庁が上記ビル事務室を犯行拠点として摘発し、架空請求詐欺の架け子被疑者5名を通常逮捕。
- ② 所要の捜査の結果、上記ビル事務室の賃貸借契約に関する上記詐欺事実を特定し、11月2日、7名を詐欺罪で通常逮捕。

(2) 被疑者

氏名

年齢 43歳

職業 会社役員（代表取締役）

ほか、上記会社の社員、偽賃借人の斡旋役2名、偽連帯保証人の斡旋役、偽賃借人、偽連帯保証人（計7名）

(3) 備考

警視庁では、本事件のほか、特殊詐欺グループに犯行拠点を提供したとして、本年7月20日に2名、8月2日に8名、10月17日に4名（既逮捕の2名を含む）をそれぞれ通常逮捕。

10月28日朝、神奈川県横浜市港南区内の市道において、進行中の軽四貨物自動車が停止中の軽四乗用自動車の後部に追突、押し出された同軽四乗用車が更に路線バスに追突。最初に追突した軽四貨物車が事故のはずみで左を下にして横転しながら、集団登校中の小学生の列に突っ込み、同軽四貨物車の下敷きになった男児1人が死亡したほか、6人が重軽傷。

1 発生日時

平成28年10月28日（金）午前8時4分頃

2 発生場所

神奈川県横浜市港南区大久保1丁目16番2号先路上（一般市道）

※ 一方通行、駐車禁止、速度規制なし（法定60km/h）

3 被疑者関係

（軽四貨物自動車の運転手）

神奈川県横浜市磯子区 無職 87歳 男性

4 被害状況（被疑者を除く。）

(1) 死亡1人：小学1年生の男児

(2) 重傷2人（うち小学生2人）、軽傷4人（うち小学生2人）

5 捜査状況

(1) 発生当日夜、上記3の被疑者を自動車運転死傷行為処罰法第5条（過失運転致死傷）容疑で通常逮捕。

(2) 11月6日、被疑者立会の下、事故現場を見分。